

いじめ未然防止のための日常の取組

1 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ・一人残らずすべての子に学びを保証し、かかわり合い、助け合いながら課題を解決する授業づくりを推進する。
- ・体験活動を推進し、児童の社会性を育む。

2 豊かな心が育つ取組

- ・地域の方と共に、あいさつ運動を児童全員が行う。
- ・読書活動を推進し、豊かな情操を養う。
- ・異学年交流（ペア活動）の機会をつくる。
- ・児童会によるいじめ撲滅宣言を行うと共に、校内に悩み相談箱の設置を行う。

3 全ての教育活動を通した指導

- ・「金小のきまり」を意識し、児童が取り組みやすい生活目標（月目標）を設定する。
- ・「さん」づけや相手の気持ちを考えた言葉遣いを徹底する。

「いじめ・不登校対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめを起こさせないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童の兆候を把握する。（担任・全教職員）
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人ではない。（学年主任、生徒指導主任等への報告・協議）
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に配慮する。

関係児童からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別に話を聞く。●共感的に聞き、事実を確実につかむ。

「いじめ・不登校対策委員会」において対応方針の決定
（メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、養護教諭、学年・担任教諭）

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の児童への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。（恐喝や暴力等の犯罪行為）

いじめられた児童、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の支援を行う。

いじめた児童、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。

いじめを早期発見するための取組

1 共感的な人間関係の醸成

- ・ペア活動や帰りの会のよいこと見つけなど、児童が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感や自己肯定感が高まるように努める。

2 校内連携体制の充実

- ・学年部会、学年主任会を定例化し、一人一人の子どもをたくさんの職員目で見守り、情報交換を行うことにより、職員間の共通理解を図る。
- ・いじめ防止のための教職員全員が参加する校内研修を行う。
- ・いじめ防止、早期発見、対策などについて、組織的な対応を行うための中核組織を素早く立ち上げる。

3 アンケート調査等の実施や保護者との連携

- ・学期に1回の生活アンケートを行い、それを基に1週間かけて全児童と面談する。
- ・人間関係作りプログラムを年に2回行い、学級集団と児童個人との関係を把握し、個に応じた指導に生かす。
- ・全家庭と年2回の教育相談を行い、保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見逃さず早期に対応する。



相談窓口：蓮池

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

重大事態の対応

- ・教育委員会等の関係機関と連携を図り、対応する。

